

議案第 15 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例（平成17年多可町条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表中「

轟、西山地区 コミュニティ・プラント処 理施設	多可町加美区西山209番地	轟、西山の内 処理場に排水可能な地 域
-------------------------------	---------------	---------------------------

」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

多可町コミュニティ・プラント処理施設条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	処理場の位置	処理区域	名称	処理場の位置	処理区域
加美南地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町加美区山野部311番地	西脇、山野部の内 処理場に排水可能な地域	加美南地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町加美区山野部311番地	西脇、山野部の内 処理場に排水可能な地域
門田地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町八千代区門田1番地1	門田の内 処理場に排水可能な地域	門田地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町八千代区門田1番地1	門田の内 処理場に排水可能な地域
清水地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町加美区清水16番地1	清水の内 処理場に排水可能な地域	清水地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町加美区清水16番地1	清水の内 処理場に排水可能な地域
轟、西山地区 コミュニティ・プラント処理 施設	多可町加美区西山209番地	轟、西山の内 処理場に排水可能な地域			